

広報たなべ

第 141 号
平成 29 年
(2017 年)
如 月 2



特集
「知の巨人」の足跡
（南方熊楠翁生誕150周年）



広報田辺 2 月号 平成 29 年 (2017 年) 2 月 1 日発行
編集・発行 田辺市企画広報課



〒 646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1
☎ 0739-26-9963
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp



田辺市ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>
モバイル版ページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/m/>

外国人のための

「専門家による一日相談会」を開催します

日時

3月5日(日)

13時～17時 (受付は16時30分まで)

市周辺に在住する外国人の方が抱える専門的な相談に対応するとともに、県内における在住外国人支援のネットワークを強化することを目的に、紀南地域の拠点である本市において、外国人のための「専門家による一日相談会」を開催します。



■場所 市民総合センター 2階交流ホール

■相談内容 法律/在留資格・帰化/保険・年金/教育/女性(DV等)/行政・その他、生活一般情報

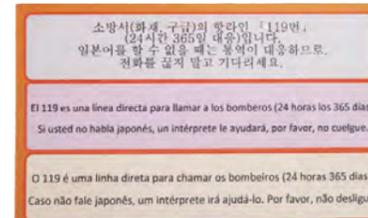
■対応言語 英語/中国語/フィリピン語

■対象 田辺市周辺に在住する外国人

■その他 相談内容は秘密厳守・事前の申込みは不要

■問合せ 和歌山県国際交流センター ☎ 073-435-5240 (10時～18時30分 ※休館日(水))

外国語による119番通報のための 広報カードを作成しました



▲広報カード

外国人の方からの119番受信時や出動先での対応を円滑に行うため、民間通訳業者による電話同時通訳システムを用いた5か国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)通訳体制の運用を行っています。

この度、外国人の方に安心かつ安全に観光してもらうため、119番通報の方法について広報カードを作成しました。カードには、「消防署(火災・救急)へのホットラインは『119番』です。(24時間365日対応)日本語が話せない場合は、通訳が対応しますので、電話を切らずにお待ちください。」と、5か国語で記載しています。カードは、市内の観光案内所や宿泊施設等に配布しています。

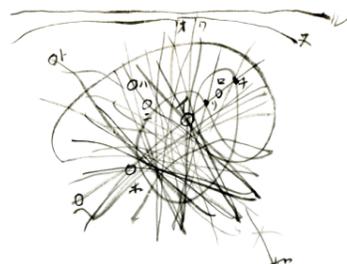
■問合せ 田辺市消防本部警防課 ☎ 0739-22-0119

「知の巨人」の足跡 ～南方熊楠翁生誕150周年～



※参考文献
谷川健一(2010年)『父を語る 柳田国男と南方熊楠』
富山房インターナショナル

私たち市民の誇りである『知の巨人』南方熊楠翁は、幼少の頃から天才の名をほしいままにし、世界で特に権威のある学術雑誌『ネイチャー』に数多くの論文が掲載されたほか、神社合祀反対運動に奔走したり、多くの粘菌を発見したりするなど、数々の功績を残しています。そんな熊楠翁の生誕から今年で150年を迎えるに当たり、改めて熊楠翁の足跡をたどり、学んでいきたいと思えます。



▲熊楠翁の世界観を表したとされる『南方マンダラ』

【施設のご案内】

熊楠翁が晩年の25年を過ごした南方熊楠邸、熊楠翁の資料の保存・調査・公開など様々な事業を実施する南方熊楠顕彰館があります。

住所：中屋敷町36
開館時間：10時～17時(最終入館16時30分)
休館日：⑧、第2・4⑨、祝祭日の翌日、12月28日～1月4日
観覧料：南方熊楠邸のみ有料となります。



広報田辺 平成29年2月号・もくじ

03 特集 「知の巨人」の足跡
～南方熊楠翁生誕150周年～

8 おしらせワイド

各種計画(案)に対するご意見をお聞かせください/軽自動車等の手続はお早めに!/本人通知制度登録のご案内/市民なわとび大会の参加者を募集します ほか

14 まちの話題

世界遺産追加登録を祝い、価値を語る/ゲームで災害対応を学ぶ「あなたならどうする?」/祝成人 大人への第一歩を踏み出す ほか

16 おしらせボックス

家族介護教室を開催します/田辺市住居表示審議会委員を募集します/市営住宅の入居者を募集します/第43回熊野古道近野山間マラソン大会を開催します/ごみ減量とリサイクルにご協力ください/国民年金保険料の口座振替・前納のご案内 ほか

22 みんなの広場

子育てクラブ/我が家の愛ドル/たなベスマイル/防災コラム/まちかど特派員/たなベ散歩/図書館へ行こう

26 相談日程

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-22-5300(代) ㊚0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎0739-26-4900(代) ㊚0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎0739-78-0111(代) ㊚0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎0739-64-0500(代) ㊚0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎0739-48-0301(代) ㊚0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎0735-42-0070(代) ㊚0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎0739-24-0011(代) ㊚0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎0739-24-6218(代) ㊚0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910
- 救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所(市民総合センター玄関右側)
☎内科・小児科系、歯科の応急診療
☎☎9時～11時30分、13時～16時
(※小児科のみ、☎18時～21時30分も診療を行っています。)
☎☎0739-26-4909



今月の表紙



熊楠翁が過ごした家

今回、モデルになっていただいたのはドイツ人のコンスタンス・パウワースさん。初めて訪れたという南方熊楠邸で、母屋や書斎にある縁側に座ったり、庭を歩いたり、様々な場所での撮影にご協力いただきました。

マークの説明

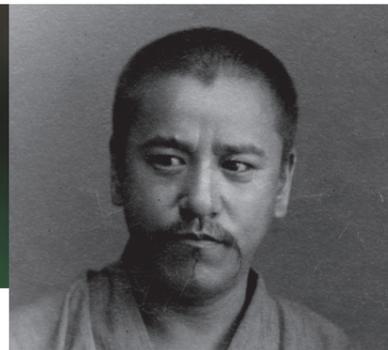
- | | |
|------------|------------|
| ☎…日付・期間 | ☎…定員 |
| ㊚…時間 | ㊚…料金・費用 |
| ㊚…休館日 | ㊚…持ち物 |
| ☎…場所 | ☎…申込み・申請方法 |
| ☎…集合 | ☎…問合せ |
| ☎…内容 | [消印]…消印有効 |
| ㊚…対象・参加資格等 | [先着]…先着順 |

◇☎マークには、振替休日等も含まれます。
◇申込み・問合せ等の受付については、基本的に☎(☎を除く)8時30分～17時15分です。
◇料金の記載のないものは、無料です。
◇申込み方法の記載のないものは、申込み不要です。
◇市役所の開庁時間は、☎を除く☎～☎の8時30分～17時15分です。毎週☎は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

ツイッター・フェイスブックでも市の情報を発信しています。
☎http://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/sns.html

南方熊楠の生涯

天才・奇人・知の巨人……。その様々な異名からも分かるように、熊楠翁の活動は多岐にわたります。そんな熊楠翁の生涯を一からたどり、改めて、どのような人物だったのかをご紹介します。



▲熊楠翁が発見した新種の変形菌「アオウツボホコリ」

生誕と少年期

熊楠翁は和歌山市に生まれ、少年期には博物学者の鳥山啓の影響を受け、博物学の才能を伸ばしました。17歳のときに、大学予備門（現在の東京大学）に入学しましたがが学校に行かず、ひたすら上野図書館に通い、日本・中国・西洋の本を読み、それらの筆写に没頭します。その影響で落第し、19歳で中退することとなりました。

海外へ

いったん和歌山に帰郷しますが、西洋の最新の科学思想を学ぶために渡米。その後、別の国に赴き、新種の地衣類を発見しました。さらに翌年の渡英後は、第1作目の「東洋の星座」を「ネイチャー」に投稿したほか、大英博物館図書室などの蔵書の抜書（ロンドン抜書）を52冊作成しました。しかし、実家からの送金が滞り、生活費が困窮

したことから、33歳で帰国。那智勝浦で植物採集に明け暮れる日々を送りました。

研究に没頭する日々

37歳のとき、那智勝浦での植物採集を終えた熊楠翁は、田辺に定住します。毎日のように山野へ調査に行き、4年ほどで50種余りの変形菌（粘菌）を発見したほか、藻や「真菌類」と呼ばれるキノコの研究にも力を注ぎました。現在、4000枚以上の藻類のプレパラート標本と詳細な英文説明の付いた3000種を超えるキノコの彩色図が、主に国立科学博物館植物研究部で残されています。49歳のときには自宅の柿の木で新属新種の変形菌を発見し、その5年後、「ミナカテラ」と命名されました。また、「エコロジ」という言葉を使い、「植物相互の関係」にも着目していたことから、政府に

よって行われた神社合祀の反対運動にもめりこみしました。合祀推進の官吏がいる場所に押し掛け、住居侵入罪の容疑で拘留されたり、新聞投稿の記事が風俗を乱しているときれ、罰金を課せられたりもしました。

昭和天皇（当時は摂政宮）へ変形菌標本の進献を初めて果たしたのは、59歳のとき。熊楠翁は、門弟が単独で献上した分と合わせて4回の献上を果たしました。

最後まで信念を貫く

南方翁は、1941年12月29日に、74歳の生涯を閉じるまで、ひたむきに自身の信念を貫きました。亡くなる前日、床に着く際に、「天井に紫の花が一面に咲き実に気分が良い。頼むから今日は決して医師を呼ばないでくれ。医師が来れば天井の花が消えてしまうから」と言い残したそうです。



▲進献に使ったものと同型のキャラメル箱

こんなことがありました！ 熊楠翁の小話

◇郵便を出すのをお手伝いさんに頼むのですが、ある日の夜遅くに、郵便を出してきてほしいと自分から頼んだのに「女性の一人歩きは危険だからついて行く」と言って、お手伝いさんの後ろから電灯を持ってついて行ったそうです。

◇田辺付近産の動植物の標本を大きなキャラメルのボール箱へ入れて昭和天皇へ献上した話は、有名な逸話の一つです。天皇陛下は、「普通献上という桐の箱か何かに入れて来るのだが、南方はキャラメルのボール箱に入れて来てね。それでいいじゃないか」と渋沢敬三（大蔵大臣・日本銀行総裁）によく聞かされたそうです。

- 1867年（0歳） 和歌山市に生まれる。
- 1884年（17歳） 東京大学予備門（現東京大学）に入学。
- 1886年（19歳） 大学予備門を中退。12月に渡米。アナバー市に移り、ミシガン州産菌を集める。
- 1888年（21歳） キューバに渡り、地衣類の新種「ダアレクタ・クバナ」を発見。
- 1891年（24歳） 9月渡英。翌年第1作目の「東洋の星座」を『ネイチャー』に投稿。
- 1892年（25歳） 大英博物館の嘱託となり、東洋図書目録を編纂。博物館図書室で、筆写（ロンドン抜書）を開始。全52冊に及ぶ。
- 1895年（28歳） 大英博物館で孫文と出会う。
- 1897年（30歳） 大英博物館を離れる。この頃『ノート・アンド・クエリーズ』に寄稿を始める。
- 1900年（33歳） ロンドンより帰国。
- 1902年（35歳） 植物採集のため、那智山の麓へ移る。親友の喜多幅武三郎を頼り、田辺へ行く。
- 1904年（37歳） 法輪寺・闘雞神社・田辺中学校の蔵書を借りて筆写（田辺抜書）を開始。全61冊に及ぶ。
- 1907年（40歳） 神社合祀反対運動を始める。
- 1909年（42歳） 自宅の柿の木で新属新種の変形菌を発見。
- 1916年（49歳） 右記の変形菌新属が「ミナカテラ」と命名される。
- 1921年（54歳） 『南方閑話』『南方随筆』『続南方随筆』刊行。初めて昭和天皇へ変形菌標本の進献を果たす。
- 1926年（59歳） 昭和天皇に神島で進講。
- 1929年（62歳） 12月29日没。
- 1941年（74歳）

熊楠翁ゆかりの地

■日吉神社（磯間 23-33）

熊楠翁はこの神社の社殿や神社境内を囲うように密生している林が特異な形態であるとして、隣の神楽神社の森とともに、その保全を強く呼び掛けました。（写真①②）

■神島（田辺湾 ※上陸禁止）

熊楠翁は、田辺地域の自然が残る神島の重要性を強調し、地域住民とともに保全活動に取り組みました。その成果により、神島は、国の天然記念物に指定されました。また、昭和天皇が当地へ行幸されたとき、熊楠翁が進講したのを記念して「一枝もこころして吹け沖つ風 わか天皇のめてまし森ぞ」（風よ、一枝も折らないように心して吹け。天皇陛下が愛でた（愛した、慈しんだ）森だぞ）と詠んだ熊楠翁の歌碑が建てられています。（写真③④）

■高山寺（稲成町 392）

熊楠翁は彼が愛した田辺のまちと神島を見渡す高山寺のお墓に眠っています。（写真⑤⑥）南側の麓には新種の変形菌「アオウツボホコリ」（4ページ参照）を発見した猿神社の跡があります。



生誕 150 周年を記念した イベントを開催！

【プレイベント】

◎シンポジウム 宇宙大の熊楠

📅 3月4日④ 13時30分～（開場13時）

📍 明治大学 駿河台キャンパス「リパティホール」

👤 400名

■基調講演

◇地上の自然

中沢 新一 氏（明治大学野生の科学研究所所長）

◇熊楠の『星』をめぐる

鏡リュウジ 氏（占星術研究家）

■パネルディスカッション

◇パネリスト

中沢新一氏、鏡リュウジ氏、曾我部大剛氏（高山寺住職）、真砂充敏市長

◇コーディネーター

唐澤太輔氏（龍谷大学世界仏教文化研究センター博士研究員）

※田辺市の宣伝ブースも設置予定です。

【南方熊楠翁生誕 150 周年記念事業（概要）】

※内容及び日程は、変更する可能性があります。

◎田辺市熊野短歌大会・俳句大会

NHK学園との共催で、熊楠翁もたしなんだ俳句と短歌の大会を開催します。

📅 7月1日④、2日④

📍 紀南文化会館「小ホール」

◎第9回国際変形菌類分類生態学会議

熊楠翁が研究した変形菌（粘菌）の国際学会を誘致します。

📅 8月19日④～22日④

📍 ◇メイン会場 たなべる2階「大会議室」

◇開会式・記念講演会 紀南文化会館「小ホール」

👤 海外50名、国内50名

◎記念式典・フォーラム

📅 10月22日④

📍 紀南文化会館「大ホール」

◎記念企画展「南方熊楠展」（仮称）

「現在の科学から見た南方熊楠」をテーマに開催します。

📅 12月19日④～平成30年3月4日④

📍 国立科学博物館

※期間中、白浜の南方熊楠記念館と共催で実施している南方熊楠ゼミナールを開催します。



南方熊楠顕彰会
常任理事・学術部長
田村 義也

らの文献を翻訳して紹介するだけで大きな価値があったわけですね。
安田 そういう形で、熊楠翁は世界的に新しい研究の最先端に乗っかって、活躍していました。
田村 田辺に住み、田辺の生活や習慣のことを知っている。そんな方に南方の資料を是非読んでいただきたいと思います。そこから研究に参加してくださる方がいらっしやればうれしいです。
文枝さんは、父親のことを深く尊敬していて、父親の残した仕事に正しく世に伝わるように、理解されるようにということをずっと考えていらっしやいました。熊楠

翁が残した様々な学問・分野にわたる資料は、光の当て方次第でどのようにでも輝く宝の山。たくさんの方に顕彰館や南方熊楠邸の資料を活用していただきたいですね。
安田 生誕150周年を迎えた今年は、熊楠翁がメディアに取り上げられることが増えるだろうし、情報発信も多くなると思います。熊楠翁は、まちの偉人というだけでなく、この国が生んだものすごくユニークな人。市民の方にも是非知っていただいて、彼のスケールを身近に感じてもらいたいですね。熊楠翁が残した足跡をどう生かしていくかが、これからの課題です。

取材を終えて――
今まで思い描いていた南方熊楠翁のイメージが、少し変わりました。自分とかけ離れた人ではなく少し身近になったような、もつとスケールが大きくなったような。確かなのは、熊楠翁の全てを知るにはまだまだ時間が掛かるということです。
今年は熊楠翁に関する様々な催しがあります。是非ご参加いただき、まだ知らない熊楠翁の新たな一面を見つけてみてはいかがでしょうか。きつと、今までとは違う熊楠翁の姿が見えてくると思います。

南方熊楠を語る

数々の功績とともに様々な逸話を残している熊楠翁。そんな彼を20年以上研究している南方熊楠顕彰会の田村義也さんと安田忠典さんに、熊楠翁について伺いました。

熊楠翁はよく分からない人

田村 熊楠翁の長女である文枝さんが、父親の資料を調査してほしいと望まれたことから、顕彰会による調査が始まりました。熊楠翁が亡くなってから50年くらいたっていました。残された資料はほぼ手付かずでした。資料は実に多様な分野にわたり、熊楠翁はどれについてもそれなりに突っ込んで取り組んでいるんです。素人離れした水準で、きちんと真剣に扱うべきものが残っています。その取組や人間性はとても多面的で、それゆえに熊楠翁の全貌がいまだによく分からないんですよ。
安田 平成の初めの頃に出版された熊楠翁に関する本は、「世界の熊楠だ！」という紹介の仕方が多

かったのですが、熊楠翁自身は、人生の節目節目で、「どうしたら良いんだろう」とか「俺はもつとできるはずなのに」と悩んだ人でした。そんな彼だからこそ、他の人とは違う何かが見えたのかもかもしれませんね。
田村 熊楠翁に関する本は時々見掛けますが、最近は傾向が変わってきていて、言い伝えだけではなく、事実を裏付けた上での記述が確実に増えています。それは、彼の残した資料の研究が進んできたからなんです。これまでの調査に基づく情報発信を田辺市が続けてきたことの成果だと思います。

熊楠翁が残したもの

安田 熊楠翁が残したものは、本当にたくさんあります。専門分野を持たず、いろいろな分野に取り組んだ人だから。その中でも一番面白いものを選ぶとしたら、南方熊楠邸ですね。
田村 家と庭は、訪ねてゆっくりと見る価値があると思います。それから、熊楠翁は、膨大な量のキノコの採集と観察資料を残しています。こうしたことから、かなりの時間を使って生物の採集をしていたのは間違いありません。変形菌の新種の発見は10種くらい



関西大学人間健康学部 准教授
南方熊楠顕彰会 常任理事
安田 忠典

あり、それだけでもとてもすごいフィールドワーカー（野外に出て研究する人）と言えます。しかし、このジャンルで論文は書いていないんです。書いているのは昔話のような伝説や民話、西洋と東洋の文化の比較といったもの。彼のしていることが理解しにくい理由の一つはそこであって、一番時間を費やした分野では業績がないんです。
安田 熊楠翁は、研究者というより収集家なんです。研究者も顔負けの知識を持っていたのかもしれないけど、あくまでアマチュアで、何一つプロじゃなかった。そういうところも彼のユニークなところですよ。

熊楠翁の研究とこれから

田村 研究が進み、今ではようやく熊楠翁を事実に基づいて正面から評価できるようになり、だんだんと南方熊楠像が見えてきました。熊楠翁の研究が進むに伴って、彼のイメージはどんどん変わっていきと思っていますね。
熊楠翁は、当時、ヨーロッパで始まっていた研究を視野に入れていた人で、単にその研究資料の読者というのではなく、その潮流に乗っていました。この時代、欧米の世界では日本語や中国語が読める研究者が少なかったため、これ

熊楠翁の名を冠した賞
平成2年10月20日、熊楠翁没後50周年記念式典を開催し、市民の誇りとして熊楠翁の偉業を称え「南方熊楠賞」を制定しました。この賞は、国内外を問わず熊楠翁の研究対象であった民俗学的分野・博物学的分野の研究に顕著な業績のあった研究者に贈り、また、特別賞として熊楠翁の研究に顕著な業績のあった研究者に、それぞれ賞状及びトロフィー並びに副賞を贈るものです。

臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます



■問合せ 下記参照

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、「臨時福祉給付金（経済対策分）」が支給されます。臨時福祉給付金は、平成26年度から、年度ごとに給付されてきましたが、消費税率の8%から10%への引上げが延期されたことを踏まえ、平成29年4月～平成31年9月の2年半分を一括して支給するものです。

平成28年1月1日時点で市内に住民票があり、平成28年度分の市民税が課税されていない方
ただし、課税されている方の扶養親族等（税申告上の配偶者・扶養親族・専従者）生活保護の受給者である方は除きます。

■支給額
1人につき1万5000円
具体的な申請の方法等が決定次第、広報紙・ホームページ等でお知らせします。

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください
臨時福祉給付金の支給に際して、詐欺等の横行が心配されています。ご自宅や職場等に市や厚生労働省の職員等をかたつ

た電話が掛かってきたり、郵便物が届いたりしたら、迷わず、市や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（☎#9110）にご連絡ください。

◇市や厚生労働省等がATM（銀行・コンビニ等の現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。

◇ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対できません。

◇市や厚生労働省等が、臨時福祉給付金を支給するために、手数料等の振込みを求めることは、絶対ありません。

◇厚生労働省が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対ありません。

◇福祉課 臨時福祉給付金担当（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900
◇給付金受付窓口（市民総合センター1階）
☎0739（33）7492

平成29年度 市営住宅維持修繕工事の業者登録を募集します



■問合せ 下記参照

平成29年度市営住宅維持修繕工事（突発的な緊急修繕工事及び入居者が退去後に行う入替修繕工事等）を依頼する登録業者を募集します。登録業種は、大工工事・建具工事・電気工事・水回り工事の4業種です。登録地域については、市内を合併前の田辺市・龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町の5地域に区分します。

■登録要件（抜粋）
◇市の物品入札参加資格等登録又は工事等入札参加登録に記載されていること
※平成29年度に登録予定でも可

◇登録地域内に本社（営業所不可）を有すること
※ただし、登録地域に募集がない場合は、この限りではありません。

◇緊急修繕工事は、発注後原則60分以内に現地に到着すること

◇水回り工事については、合併前の田辺市地域は田辺市指定給水装置工事事業者に指定されていること、その他の地域は、田辺市簡易水道指定給水装置工事事業者として指定されていること

◇詳しくは、申請書類をい

参照ください。

■登録の有効期間 4月1日～平成30年3月31日

■受付場所 建築課（社会福祉センター1階）・各行政局産業建設課（2ページ参照）

■申請書類 市が指定する様式

■申請書配布及び受付期間 2月1日（水）～28日（水）

■申請書の配布 左記及び各行政局産業建設課で配布するほか、ホームページからも取得できます。

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html>

■提出方法 左記へ直接お持ちください。

【登録業者説明会・抽選会】
日時 3月10日（金） 15時～
場所 本庁舎3階「第1会議室」
※登録業者に対する制度の説明及び発注順を決める抽選会を行いますので、ご参加ください。やむを得ず欠席された場合は、建築課以外の市職員を代理人として抽選を行います。

固建築課 市営住宅係（社会福祉センター1階）
☎0739（26）9936

各種計画（案）に対するご意見をお聞かせください



■問合せ 下記参照

第2次田辺市総合計画「基本構想（案）」に対するご意見をお聞かせください

総合計画とは、まちづくりを進める上で、最上位に位置付けられる計画で、「基本構想」及び「基本計画（基本構想で示す将来目標を実現するために具体的な施策の方針や展開等を示した計画）」・「実施計画（基本計画の各施策の具体的な事務事業を進めるための計画）」で構成します。計画期間は、基本構想を10年（平成29年度～平成38年度）とし、基本計画は、社会情勢等の変化に対応し、5年ごとに見直すことから、前期5年（平成29年度～平成33年度）・後期5年（平成34年度～平成38年度）、実施計画は、3年計画で毎年見直しを行います。

基本構想とは、まちづくりを進めるに当たって大切にすべき考え方（基本理念）や、目指すべきまちの将来像を示すものです。また、まちの将来像を実現するため、まちづくりの基本的方向を示し、計画的にまちづくりを進めていくための基本方針です。

■意見募集期間
2月21日（水）まで 「必着」

■備付け場所
企画広報課（本庁舎3階）・本

庁舎2階企画課内係・各行政局総務課

■提出先
◇企画広報課 企画調整係
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9963
☎0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp
◇各行政局 総務課
☎2ページ参照

第3次田辺市地域福祉計画（案）に対するご意見をお聞かせください

地域福祉計画とは、市民の皆さんと行政が協働して、地域における福祉の増進を図るための基本的な指針となるものです。

■意見募集期間
2月13日（月）まで 「必着」

■備付け場所・提出先
◇福祉課 庶務係（市民総合センター2階）
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎0739（26）4900
☎0739（26）4914
✉ fukushi@city.tanabe.lg.jp
◇各行政局 住民福祉課
☎2ページ参照

田辺市世界遺産等を活かした魅力あるまちづくり基本計画（案）に対するご意見をお聞かせください

魅力あるまちづくり基本計画とは、「世界遺産を核に地域資源を活かしたまちづくり」に取り組むための方向性を示す指針です。

■意見募集期間
2月10日（金）～27日（水） 「必着」

■備付け場所・提出先
◇観光振興課 観光振興係（本庁舎3階）
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9929
☎0739（22）9903
✉ kankou@city.tanabe.lg.jp
◇各行政局 産業建設課（本庁舎3階）
☎2ページ参照

各種計画（案）に対するご意見の提出方法

各種計画（案）については、各備付け場所又はホームページからもご覧いただけます。郵送を希望の方は、各担当課へご連絡ください。

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>

■提出方法
所定の様式（備付け場所にあ

ります。）に住所・氏名・年齢をご記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もご記入ください。なお、電話での受付は行っていません。

■意見を提出できる方
次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■意見の公表
いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方について、広報紙やホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方を示すものではありません。りませんのでご了承ください。

■公表に当たっての個人情報の取扱い
「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できないような内容は掲載しません。

田辺税務署からのお知らせ

■問合せ 田辺税務署 (電話 0739-22-1250)



平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(土)～3月15日(水)（申告相談受付は、16時まで）開催しており、開設期間の当初や期限前になると大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。また、混雑状況によっては、16時前に相談の受付を終了させていただきます。ご了承ください。

※2月15日(金)までは、相談会場を開催していませんので、長時間お待ちいただく場合や早めに相談の受付を終了する場合があります。

※税務署への個別的なお問合せについては、自動音声に従ってお選びください。

【社会保障・税番号（マイナンバー）制度について】

軽自動車等の手続はお早めに！

■問合せ 税務課 庶務係 (電話 0739-26-9919)



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。譲渡や廃車・盗難等で車体が手元になくても登録が残っていると課税されますので、お早めに手続をお願いします。

原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の手続に必要なものは、次のとおりです。

◇廃棄処分するとき・市外へ転出するとき・市外の方に譲るとき
標識・所有者の印鑑・標識交付証明書・窓口に來られる方の本人確認書類

◇市内の方に譲るとき
新旧所有者の印鑑・標識交付証明書・窓口に來られる方の本人確認書類

◇標識を破損したとき
標識・所有者の印鑑・標識交付証明書・窓口に來られる方の本人確認書類

◇盗難・紛失・解体等で標識や車体が無いとき
所有者の印鑑・窓口に來られる方の本人確認書類・盗難の場合は警察での受理番号・紛失の場合は標識弁償金として2000円、解体の場合は解体証明書（標識がない場合は標識弁償金2000円も必要です。）

※標識交付証明書は無くても可能。本人確認には運転免許証等をお持ちください。

平成28年分の確定申告書等に、マイナンバー（個人番号）の記載や、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、申告者ご本人の番号確認及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

◇番号確認及び本人確認書類
①又は②
①マイナンバーカード
②通知カード+運転免許証又は公的医療保険の被保険者証等
※控除対象配偶者や扶養親族及び事業専従者等も、申告者ご本人がマイナンバーを記載していただく必要がありますが、本人確認書類等の添付等は不要です。

【申告書を作成するときは】
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。また、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

□ <https://www.nta.go.jp/>
【復興特別所得税の記載漏れにご注意ください】
平成25年分～平成49年分は、復興特別所得税（原則として各年分の所得税の2.1%）を、所得税と併せて申告・納付する

※所有者死亡の場合は、廃車又は名義変更の手続が必要です。

■手続先
◇軽自動車（四輪車・三輪車）
軽自動車検査協会和歌山事務所
〒050（3816）1846
◇125ccを超える二輪車
近畿運輸局和歌山運輸支局
〒050（5540）2065
◇原動機付自転車（125cc以下の二輪車）・ミニカー・小型特殊自動車（フォークリフト・トラクタ等）
・税務課庶務係
☎上記参照
・各行政局住民福祉課
☎2ページ参照

「」注意ください！
4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度の軽自動車税が課税され、月割りでの減額はありせん。



■地区相談会場の開設日時

会場名	開設日	開設時間
龍神行政局 2階「大会議室」 (龍神村西 376)	2月22日(土)	9時30分～12時 13時～15時
本宮行政局 3階「大会議室」 (本宮町本宮 219)	2月24日(日)	
中辺路コミュニティセンター 1階「大会議室」 (中辺路町栗栖川 402-1)	2月28日(木)	
田辺納税協会 3階「会議室」 (上屋敷2丁目 10-49)	2月16日(土)～3月3日(金) (土・日を除く。)	

こととされています。申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないようにご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について記載が必要となります。

【税理士による地区相談会場の案内】
◇相談の終了時間は、15時ですが、混雑の状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

◇「土地・建物・株式等を売却された所得」や「贈与税」、「相続税」に関する相談は行っておりませんので、これらに関する相談は行っておりません。

談が必要な場合は、田辺税務署までお越しください。

◇各会場は、大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等で確定申告書等を作成の上、インターネットで送信いただいたり、プリンタで印刷して郵送等でご提出もできますので、是非ご利用ください。

※平成27年分の申告書の控え（平成27年分の確定申告をされた場合に限り）筆記用具・計算用具・印鑑・利用者識別番号等の通知（所有されている方）等をお持ちください。

■原動機付自転車及び二輪車等の税率
平成29年度は、左表のとおりとなります。

車種	税率（年額）	
原動機付自転車	総排気量が50cc以下	2,000円
	総排気量が50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量が90cc超125cc以下	2,400円
ミニカー		3,700円
	農耕作業用	2,000円
その他のもの	5,900円	
小型特殊自動車		
二輪の軽自動車	総排気量が125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円



■三輪及び四輪以上の軽自動車等の税率
平成29年度は、左表のとおりとなります。そのほか、平成28年度中に新車登録された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、その燃費性能に応じて軽自動車税を軽減される措置があります。

車種	税率（年額）			
	①平成27年3月31日以前新車登録（旧）	②平成27年4月1日以後新車登録（新）	③新車登録から13年経過（重課）※	
軽自動車	三輪で総排気量が660cc以下	3,100円	4,600円	
		3,900円	6,000円	
	四輪以上で総排気量が660cc以下	乗用 営業用	5,500円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	12,900円
貨物	営業用	3,000円	4,500円	
	自家用	4,000円	6,000円	

※③に該当するものは、平成16年3月31日以前に新車登録された車両です。中古車の場合は、購入された年月と新車登録年月とは異なりますのでご注意ください。（被けん引車、電気自動車等は除きます。）

市民なわとび大会の参加者を募集します

■問合せ 下記参照



■部門

◇個人跳びの部（男子の部・女子の部）

種目	区分
1 回跳び	幼児の部
2 重跳び	小学1年生の部
	小学2年生の部
	小学3・4年生の部
	小学5・6年生の部
3 重跳び	中学生～一般（29歳以下）の部
	一般（30歳以上）の部
フリー	

◇ふれあいなわとびの部

種目	区分
ペア跳び	フリー2人1組
長なわ連続跳び	フリー（最低人数は7名）
ダブルダッチ	フリー（3人1組）
大名なわ跳び	フリー（17名～22名）

■問合せ 下記参照

①種目②住所③氏名④年齢⑤性別⑥学校名・学年（児童・生徒のみ）⑦電話番号

◇長なわ連続跳び・ダブルダッチ・大長なわ跳び

■個人跳びの部（全種目）

①種目②住所③氏名④年齢⑤性別⑥学校名・学年（児童・生徒のみ）⑦電話番号

◇長なわ連続跳び・ダブルダッチ・大長なわ跳び

①種目②チーム名③代表者住所④代表者氏名⑤代表者電話番号⑥チーム全員の氏名

詳しくは、ホームページをご覧ください。

田辺市体育連盟事務局（スポーツ振興課）

〒646-0061
上の山一丁目23-1-1
☎0739(25)2531
☎0739(25)0387
http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/

本人通知制度登録のご案内
～個人情報不正取得抑止のために～

■問合せ 下記参照



■本人通知制度とは

事前に登録された方の戸籍謄本や住民票の写し等を、本人以外の方（本人の代理人又は代理人以外の方に交付した場合に、交付の事実をお知らせする制度です。ただし、交付を差し止めるものではありません。）

■本人通知制度の効果

◇登録された方には、本人以外から交付請求があった場合に通知され、不正な請求の判明につながります。

◇通知を受けることで不正発覚につながる等、不正請求の防止効果が見込まれます。

■制度導入のきっかけ

平成17年以降、行政書士等の資格者による戸籍謄本・住民票の写しの不正入手事件が相次いで発生し、平成23年から平成24年にかけて、全国で1万件を超える不正取得事件が発覚しました。

■登録できる方

市に住民登録や戸籍がある方（過去にあった方も登録できます。）

■申請方法

申請書に必要事項をご記入の上、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・旅券等）の提示とともに提出してください。申請書は、下記に設置してあるほか、ホームページからも

取得できます。

◇郵送による申請

他の市区町村にお住まいの方や、病高等、やむを得ない理由で自ら手続ができない方は、郵送で申請できます。

◇代理人による申請

15歳未満の方や成年被後見人、他の市区町村にお住まいの方、疾病等、やむを得ない理由で自ら手続ができない方は、代理の方が申請できます。ただし、委任状等の代理権を証明する書類が必要です。

■対象となる証明書

①住民票の写し（除票を含む。）

②住民票に記載をした事項に関する証明書

③戸籍の附票の写し（除附票を含む。）

④戸籍謄本及び戸籍抄本（除籍、改製原戸籍を含む。）

⑤戸籍に記載した事項に関する証明書

■通知の内容

①交付年月日

②請求者の種別（本人の代理人、第三者）

第三者とは、住民票に関して同一世帯以外の方、戸籍に関しては戸籍に記載のある方・その配偶者・直系親族以外の方であり、個人・法人・債権者等・八士業（弁護士・司法書士・土

特別展『生誕110年記念 吉岡堅二展』
館蔵品展『戦後の日本画』を開催します

■問合せ 下記参照



▲吉岡堅二《太陽と不死鳥》
1964（昭和39）年
神奈川県立近代美術館蔵



▲稗田一穂《水影》
1962（昭和37）年
市立美術館蔵

②2月11日（土）～3月26日（日）
10時～16時30分（最終入館）

休毎週（ただし、3月20日（祝）は開館）・3月21日（祝）

①市立美術館

②熊野古道なかへち美術館

③特別展『生誕110年記念 吉岡堅二展』

新しい日本画の表現を追求し続けた画家、吉岡堅二（1906～1990）の生誕110年を記念して、その画業を代表的な作品約40点によって振り返ります。

②館蔵品展『戦後の日本画』

戦後に切り開かれた新しい日本画の表現を、市立美術館が収集してきた作品によって紹介します。

☎①600円（480円）
②250円（200円）

※（ ）内は、20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は、無料で

す。その他、観覧料の減額や免除の制度もありますので、左記へお問い合わせください。

【記念講演会】

③3月18日（土）
市立美術館「研修室」（観覧料のみ必要です。手話通訳もあります。）

◇演題 「吉岡堅二の軌跡」

【展示解説会】

①2月18日（土）・3月4日（土）
②2月25日（土）・3月11日（土）

各館「展示室」（観覧料のみ必要です。）

【共通事項】

開14時～

■講師 市立美術館学芸員

◎市立美術館
たきない町24-43
☎0739(24)3770

◇熊野古道なかへち美術館
中辺路町近露89-1
☎0739(65)0390

地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）のことを言います。

③交付した書類の種別

④交付通数

※交付した代理人や第三者等の氏名・住所等は、通知されません。

■登録期間

廃止届を提出されるまで有効となります。

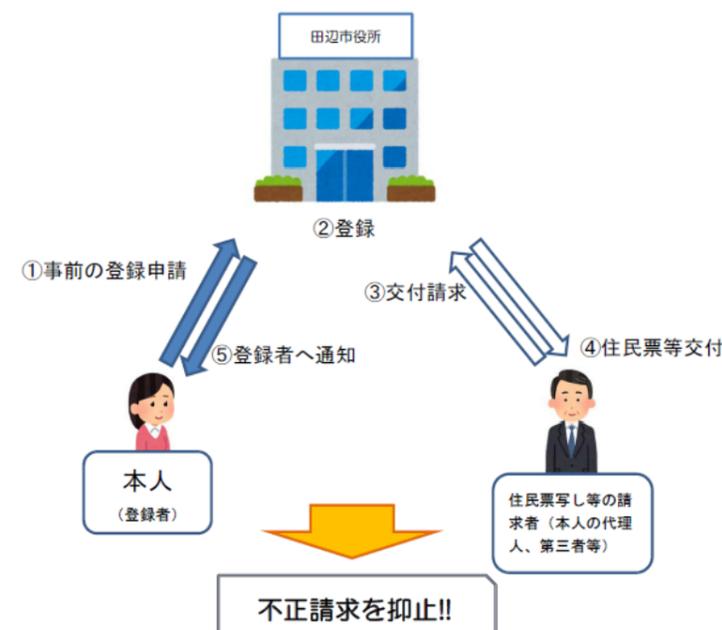
住所の変更や戸籍の届出により登録事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。変更の届出がない場合は、登録

を廃止する場合もあります。

登録者が死亡・居所不明等により住民票が削除されたとき、又は対象となる証明書が市に存在しなくなったとき（除票の保存期間満了等）は、登録を廃止します。

◎市民課窓口係（本庁舎2階）
☎0739(26)9923
http://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/index.html

◇各行政局 住民福祉課
◎2ページ参照



▲制度のイメージ



今年も地域の安心と安全を守る

1月5日㊦、紀南文化会館や扇ヶ浜周辺で出初式が開催され、海に向かっての一斉放水により虹ができて、訪れた観客から歓声が上がりました。



元気に行くぞ！初泳ぎ

1月2日㊦、扇ヶ浜海水浴場で新春初泳ぎが開催されました。今年は例年にない穏やかな天候に恵まれ、参加した方々は元気よく海へ飛び込んで行きました。



アート活動を通して
交流を深める

1月15日㊦、中辺路町の旧二川小学校でアートフェスティバルがあり、オーストラリアの大学生が、地元の子供たちと墨を使った絵などの作品を作りました。



祝成人 大人への
第一歩を踏み出す

1月8日㊦、紀南文化会館で「成人の日」記念式典が開催されました。参加した632名の新成人は、振袖やスーツに身を包み、新たな決意を胸に大人への第一歩を踏み出しました。



過去の震災の教訓を
未来へ生かす

12月17日㊦、ガーデンホテルハナヨで南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトシンポジウムが開催され、これからどのように南海トラフ地震に備えるのが話し合われました。



世界遺産追加登録を祝い、価値を語る

12月18日㊦、闘雞神社の参道横に世界遺産追加登録を記念して設置された碑の除幕式が行われました。この碑は単なる記念碑にとどまらず、闘雞神社を起点とする街なか散策の拠点となるようにとの思いが込められています。

その後、ガーデンホテルハナヨアリーナで行われた世界遺産の追加登録を記念したフォーラムには、約300名が参加。前ユネスコ事務局長の松浦晃一郎さん、世界遺産熊野本宮館名誉館長の荒俣宏さんの基調講演のほか、パネルディスカッションも行われ、追加登録の意義や今後の取組、観光振興について意見が交わされました。



ゲームで災害対応を学ぶ
「あなたならどうする？」

12月14日㊦、大塔中学校で災害対応ゲーム「クロスロード」が行われました。これは、地域と学校が連携し、防災力の向上を図るための取組で、3年生のほか、自主防災組織などから合計40名が参加。生徒たちは、「避難所への避難時に、家族同然の飼い犬も連れて行くか」「津波にのまれようとしているおじいちゃん、おばあちゃんを助けに行くか」などの問いにどう判断するかを考え、グループで意見を交わしました。参加した生徒は、「災害時の対応について改めて考えさせられました。大人と議論することで様々な考え方があることを知りました」と話してくれました。

市営墓地の利用者を募集します

■募集区画
◇芳養みどり墓地（西墓地・東墓地）
◇天神霊苑
◇神子浜墓地
◇本宮町大居墓地
※詳しくは、下記へお問い合わせください。
函市内に住民票があり、左記のいずれかの要件を満たす方（現地確認の上、必ず左記の注意事項をお守りください。）
◇市営墓地をお持ちでない方で、生前に墓地の申込みを希望される方
◇市営墓地をお持ちでない方で、自宅等で遺骨を所持・保管されている方
◇市営墓地をお持ちの方で、使用・未使用を問わず、区画の移動を希望されている方
※区画の移動は1年以内とし、永代使用料については、移動後の区画の永代使用料を全額納付いただきます。
■注意事項
◇申込みは、1世帯につき1区画までです。
◇複数の世帯の方が同じ遺骨を埋蔵する為に重複して申し込むことはできません。

第43回熊野古道近野山間マラソン大会を開催します

◎3月20日(月)
◎受付 8時～9時25分
◎開会式 9時30分
◇競技開始 10時
◇表彰式 12時20分予定
※終了後餅まきを行います。
関近野小学校
■種目
※5km・10kmはコースが変更になっています。
◇2km
小学生低学年男子（1・2・3年）、小学生低学年女子（1・2・3年）、小学生高学年男子（4・5・6年）、小学生高学年女子（4・5・6年）、中学生女子
◇5km
中学生男子、一般男子、一般女子
◇10km
59歳以下男子、60歳以上男子、49歳以下女子、50歳以上女子
◇長距離走に耐えうる健康な方（未成年者は保護者の承諾が必要です。）
◇5km一般男子の部及び一般女子の部、10km59歳以下男子及び49歳以下女子の部は、平成16年4月1日以前生まれの方とします。10kmの部の基準



◇公募している墓地の土葬は、できません。
◇墓地の譲渡・貸付けは、できません。
◇不正な申込みが明らかになった場合は、全て無効とします。
◎2月13日(月)～28日(火)「必着」に、申込書に必要事項を記入・押印の上、左記へ直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。申込書は、左記、芳養連絡所及び各行政局住民福祉課で配布しているほか、ホームページからも取得できます。
■墓地使用許可予定者及び補欠者の決定
同一区画に申込者が1名の場合は、無抽選で決定します。2名以上の場合は、公開抽選により決定し、抽選結果は当選者のみ通知します。また、1名の補欠者を決定します。当選者に辞退がある場合は、繰り上げて当選者となります。抽選は、3月8日(水)14時から、本庁舎3階「第1会議室」で行います。
関環境課環境対策係（本庁舎2階）
〒646-8545
☎0739（26）9927
※本宮町大居墓地に関する事

市営住宅の入居者を募集します

本宮行政局 住民福祉課
〒647-1792
本宮町本宮219
☎0735（42）0004
http://www.city.tanabe.lg.jp/kanky/index.html
■募集住宅
◇本庁管内（各1戸）
《新万》新万7
《新庄》内之浦6
《中芳養》中芳養5
《上の山》御所谷2
◇龍神行政局管内（各1戸）
《福井》福井
《柳瀬》フォレスト館「単」
◇中辺路行政局管内
《栗栖川》栗栖川鍵：1戸
◇大塔行政局管内
《鮎川》鮎川下附5：1戸
■間取り・家賃等
間取りは1K・3DK・3LDK等タイプが異なります。家賃は、7600円～4万7700円で、住宅や所得により異なります。
◎3月1日(水)～22日(火)に、申込用紙に必要事項をご記入の上、下記へ郵送でお申し込みください。申込用紙は、左記又は各行政局産業建設課（2

相続登記・遺言・成年後見制度無料講演会・相談会を開催されます

相続が発生した時に、土地や建物の不動産の名義変更（相続登記）を行わないと、将来、相続が増えたり、手間と費用がかさんだり、不動産を売却しようとしても、すぐに売ることができない場合があります。また、遺言を残しておかないと、相続人間でトラブルが発生することがあります。
和歌山地方方法務局では、和歌山公証人会和歌山県司法書士会と連携し、相続登記・遺言・成年後見制度に関する無料講演会・相談会を開催します。相続登記がお済みでない方や遺言を考えている方、成年後見制度のご利用を考えている方は、是非ご参加ください。
◎2月26日(日)
開場は13時
場市民総合センター2階「交流ホール」
◇相続登記を忘れずに
講師 司法書士
◇遺言のすすめと成年後見制度について
講師 公証人

吉野熊野国立公園指定80周年&拡張記念自然観察教室「カスミサンショウウオの観察」を開催します

◎2月19日(日)
開場は9時30分～12時
関ひき岩群周辺
関ふるさと自然公園センター1専門員ほか
関小・中・高校生・一般（小学生は保護者同伴）
関筆記用具・採集用具・ビニール袋等
■服装 防寒の準備をしてきてください。
◎前日までに、はがき又は電話・FAX・Eメールで、参加者の住所・氏名・年齢・電話番号を左記へご連絡ください。関ふるさと自然公園センター
〒646-0005
1629
☎0739（25）7252
hikiwa@mb.aikis.or.jp
毎週(日)（休館日が◎の場合、その翌日）



▲カスミサンショウウオ

田辺市遺児奨学金制度及び田辺市交通遺児手当制度について

◇相続登記・遺言無料相談会
※相談会については、当日、会場での申込みを受け付けます。
・定員 10名「先着」
関和歌山地方方法務局田辺支局
☎0739（22）0698
田辺市遺児奨学金制度及び田辺市交通遺児手当制度について
【田辺市遺児奨学金制度】
小・中・高校生で両親がいない又はこれに準ずる状態にある遺児に対して、奨学金を支給する制度です。
■奨学金の額（月額）
◇小学校に在学する遺児 4000円
◇中学校に在学する遺児 6000円
◇高等学校に在学する遺児 8000円
【田辺市交通遺児手当制度】
交通事故により、父又は母を亡くされた交通遺児（高校生まで）の方々に対して、手当を支給する制度です。
■支給額（月額）
交通遺児1人につき3万円
【共通事項】
■手続
保護者による申請手続が必要です。
■申請時期 随時

母子生活支援施設「白濱なぎさホーム」のご案内

■その他
所得制限があります。（保護者は児童扶養手当法第10条に規定する政令で定める額以上の所得を有した場合、手当は支給できません。）
関子育て推進課ことも家庭係
☎0739（26）4927
白濱なぎさホームは、紀南地方児童福祉施設組合（関係市町）で運営している母子生活支援施設です。18歳未満の子供を養育している母子家庭のお母さんが生活上の問題を抱え子供を養育が十分できない場合に、母子と一緒に利用することが出来ます。居室を提供するほか、支援員による生活相談やお子さんの学習指導等を行い、退所後の生活の安定が図れるように支援します。入所のご相談は、左記へお問い合わせください。
関白浜町内
関入居費用負担は所得等に応じた負担となります。
関子育て推進課ことも家庭係
☎0739（26）4927

市有地を売却します

左記の土地(旧緑化施設跡地)を、一般競争入札により売却します。

■所在 神島台270916宅地 556.53㎡

■最低落札価格 1800万円

■3月14日(火)までに、申込書に必要事項をご記入の上、契約課(本庁舎3階)へ直接お持ちください。申込書は左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

■入札日時 3月21日(火)13時30分

■入札会場 本庁舎3階「第1会議室」

■契約課 契約管財係

☎0739(26)9964

◇各行政局総務課

☎2ページ参照

http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html

田辺市集落排水設備指定
工事業者の登録を受け付けます

地域排水処理施設及び(農業・林業・漁業)集落排水処理施設、戸別排水処理施設の宅内排水工事は、市が指定する「田辺市集落排水設備指定

「事業者用分別指定袋」購入申請の取扱いを行います

4月～9月末の6か月分の「事業者用分別指定袋」購入申請の取扱いを次のとおり行います。購入には、事業者本人又は代理人の方が、ごみ処理手数料をお持ちの上、取扱場所へお越しください。

■購入できるごみ袋のセット数

◇燃えるごみ 11セット(110枚)まで

◇資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット(40枚まで)

※上記セット内で部分購入もできます。また、不燃物(3種類)は、4セットの枠内で

任意に選択し、購入することができます。

■ごみ処理手数料 1セット各10枚入り860円(消費税込み)

■取扱い場所及び日時

◇環境課(本庁舎2階)

3月1日(水)～3日(金)

◇廃棄物処理課(市ごみ処理場)・各行政局住民福祉課(2ページ参照)

3月1日(水)～9月29日(金)

◇廃棄物処理課 廃棄物対策係

☎0739(24)6218

◇近畿農政局和歌山県拠点

☎073(436)3831

「防災・行政メール」の配信サービス

市では、防災行政無線で放送している各種情報について、携帯電話及びパソコンに「防災・行政メール」を配信するサービスを行っています。

登録方法

左記の、URLを入力するか、QRコードをバーコードリーダーで読み取ってアクセスし、空メールを送信してください。登録確認メールが届きますので、画面の表示に従って順に入力すると登録が完了します。詳しくは、左記へお問い合わせください。

http://bousaigyousei.aemall.aiks.jp/



田辺市長選挙と田辺市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します

4月23日(土)執行予定の田辺市長選挙と田辺市議会議員一般選挙に立候補を予定している方への説明会を合同(市長・市議)で開催します。

日時 3月9日(土) 14時

会場 紀南文化会館「小ホール」

開演 選挙管理委員会

☎0739(26)9945

国民年金保険料の口座振替・前納のご案内

国民年金保険料の納付に口座振替を利用すると、自動引き落としにより納め忘れの心配がなく、金融機関等へ行く手間が省けます。さらに口座振替による前納制度を利用すると、保険料が割引になります。国民年金保険料の納付には、口座振替と前納制度を是非ご利用ください。

◇市民課 庶務年金係

☎0739(26)9925

◇各行政局 住民福祉課

☎2ページ参照

◇田辺年金事務所 国民年金課

☎0739(24)0432

紀南文化会館の指定管理者を指定しました

平成29年度から5年間の紀南文化会館の指定管理者について、議会の議決を経て左記のとおり指定しました。

指定管理者

株式会社ケイミックス

東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

代表取締役 橋本 鉄司

指定の期間

4月1日～平成34年3月31日

◇文化振興課 文化振興係

☎0739(26)9943

ギフト(プリペイド)カードの購入を指示する悪質な業者にご注意ください

市内で昨年からの、市民の方に当選金が当たったという詐欺メールが送られています。業者からは、当選金を振り込む手続のため、コンビニでギフト(プリペイド)カードを購入し、カードの番号部分の写真を撮ってメールで送るよう指示されています。ギフト(プリペイド)カードに記載されている番号を相手に教えることは、相手にお金を渡したと同じことになり、お金を取り戻すことは非常に困難になります。

知らない人からメールが届いたらメールの内容をうのみせず、心当たりがないときはすぐに左記へ相談しましょう。また、インターネット等で商品を購入した際の決済方法で、プリペイドカード等前払いの方法を指示されたときは、十分に注意しましょう。

田辺警察署

☎0739(23)0110

◇自治振興課 市民生活係

☎0739(26)9911

古紙の分類の仕方

左記の3種類に分け、紙ひもでしっかりと縛ってください。

ダンボール

◇雑誌・雑紙(カタログ・教科書・ノート・包装紙・紙袋・菓子箱等)

◇新聞・広告(新聞・折込み広告)

※新たに古紙類・古布の集団回収を始める場合、事前に市に登録が必要となります。

◇廃棄物処理課 廃棄物対策係

☎0739(24)6218

◇近畿農政局和歌山県拠点

☎073(436)3831

近畿農政局からのお知らせ

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。新たに青色申告を始める個人の場合、3月15日(水)までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

収入保険制度の主な内容

◇2月5日(土) 14時

・講師 広川英一郎さん(多摩大学目黒高校教員)

◇2月25日(土) 14時

・講師 郷間秀夫さん(栃木県立那須拓陽高校教諭)

◇田辺警察署

☎0739(26)9909



▲中山 太郎氏

市長の部屋

ホームページに「市長の部屋」を設置し、市長のコラムや活動の記録を掲載しています。また、「秘書課公式フェイスブック」も併せてご覧ください。

http://www.city.tanabe.lg.jp/hisyo/contents.html

～田辺市の人口～
(平成28年12月末現在)

	前月比
男	36,044人 (-31)
女	40,465人 (-13)
計	76,509人 (-44)
世帯	35,527世帯 (-16)
出生	39人 (男22・女17)

～2月の納税等～

- 固定資産税・都市計画税…第4期分
 - 市県民税 年金特別徴収…2月徴収分、給与特別徴収分…1月徴収分
 - 国保税 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
 - 介護保険料 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第8期分、特別徴収…2月徴収分
- ※納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。



😊 地域の元気を作りたい

わかさん会は、平成15年に川湯地区の活性化を目的に立ち上げました。会には川湯地区で宿泊施設を運営する若手6人が所属しています。会の名前は、「若者」と川湯を「沸かす」という意味を込めて名付けました。

主な活動は、冬の時期に行われる仙人風呂の期間中にろうそくをともした灯籠を飾る「湯けむり灯籠」を行っています。来てくれたお客様へのおもてなしということで始めたこの取組は、冬の川湯の雰囲気、さらに幻想的にしてくれると好評です。今の形になるまで、灯籠の材質や形など試行錯誤がありましたが、毎年楽しみにしてくれているお客様もいらっしゃり、うれしく思います。その他、朝市や小学生を対象にした川の生物とふれあうイベントなどを行ってきました。若者の力で川湯を元気にする。名前に付けた思いを忘れず、これからもこの地域をみんなで盛り上げていきたいです。



わかさん会

本宮町 川湯
会長 小淵 浩史 さん

たなべスマイル



43 『貸して』『さっよ』

子育てクラブ

子供同士のおもちゃの貸し借りで悩むことがありませんか。「どうして貸してあげられないのかな」と心配することがあるのではないのでしょうか。子供にとっておもちゃは、大事なものです。それを「貸して」と言われて、「いいよ」と言えないのは子供の正直な気持ちです。「貸して」と言われたときに、子供自身が納得していなければ、「いいよ」と言えなくてもいいのです。「これは大事なもののだから貸せない」と自分の気持ちを言える方がいいですね。

大人が「いいよ」と言わせるような声掛けをして、おもちゃを貸すように仕向けてしまつと、子供は「貸したくない」という本当の気持ちを押し込めてしまいます。納得していないのに「いいよ」と言わされてしまったと感ずるのです。3歳までは自分の気持ちが守られることが大切です。「思いやり」を早く身に付けさせようと、焦ってしまいがちですが、3歳までは、子供同士がやり取りしたり、他の子供がしているのを見たりして学ぶ時期です。その機会を大切にしたいですね。



柳瀬保育園 主任
宇坪 美代子

皆さんは市の津波ハザードマップをご覧になったことがありますか？市では平成26年3月に津波ハザードマップを作成し、市内全戸にお配りしました。この津波ハザードマップは、従来の東海・東南海・南海3連動地震と東日本大震災を基に見直された南海トラフ巨大地震の2つの想定から、それぞれ発生する可能性がある津波の浸水域と津波の到達時間を示したものです。また、地図上には、緊急避難先となる津波避難ビルや高台も併せて記載してあります。皆さんの家や仕事場、学校といった場所が、大きな地震が起きたら最寄りの避難場所はどこなのか、どこまで逃げれば津波の浸水域外にいくことができる

第33回 津波ハザードマップ

備えて 防災コラム

のか、基本的な部分を今一度確認しましょう。また、ホームページでは、津波ハザードマップWeb版も公開しています。こちらでは、津波の浸水域と到達時間に加え避難支援マップという機能が追加されており、地図上で選択した地点から最寄りの避難場所への経路や時間が表示されますので、避難経路を考えるとときの参考にしてください。

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/bousai/tunami-hazard-map.html>



小柳 魁星ちゃん(3歳)
日に日にやんちゃんになっていく元気いっぱいな魁星☆4月からお兄ちゃんと一緒に幼稚園、頑張ろうね(*^^*) パパ・ママより



坂本 仁菜ちゃん(1歳)
1歳のお誕生日おめでとう！これからも、にこにこかわいい仁菜ちゃんできてね♪大好き仁菜ちゃんー！ パパママはるより



前田 紬ちゃん(5歳)
つうーちゃん お誕生日おめでとう！！2年前に妹が生まれてからずいぶんとお姉ちゃんになり、妹のために我慢をすることを覚えましたがね。そんなつうーちゃんを見ていると愛おしさがこみ上げてくる「ばあ」です。



道畑 颯大ちゃん(1歳)
お誕生日おめでとう！これからもすくすく成長してね！ お父さん・お母さんより

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。氏名・住所・生年月日・電話番号・簡単なコメント(80字まで)を添えてください。3月生まれのお子さんの締切りは、2月10日(金)です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。

■あて先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ☑ kikaku@city.tanabe.lg.jp

我が家の愛ドル

2月生まれ





図書館へ行こう

ひとことコラム

「1月行く、2月逃げる、3月去る」という言葉を聞いたことのある方もたくさんいらっしゃるかと思います。発祥の経緯は不明ですが、言葉の1文字目に引っ掛け、1月～3月の多忙な時期に当てはめて作られた慣用句だということです。そんな「多忙なとき」にこそ、ストレスを軽減する体調管理は必要です。そこで、あえて読書をお勧めします。一冊の書物が心に安らぎをもたらすこと請け合いです。図書館でそんな一冊を見つけてみてはいかがでしょうか？（信）

司書のオススメ 新着図書



書かずに貯まる！クリアファイル家計簿
著/いちのせ かつみ 発行/扶桑社

家計簿の新しい形として、クリアファイルに生活費を入れ、管理するだけで、日々のお金の管理が楽になるのはもちろん、お金が貯まる生活習慣も身に付く方法を紹介しします。



パンタロンとケーキ屋さん
作/キャサリン・ジャクソン 絵/レナード・ワイスガード 訳/こみや ゆう 発行/好学社

パンタロンは、ベーカリーさんのおみせのケーキがだいすき。ところがベーカリーさんがけがをして、パンタロンはケーキのはいたついでに…。

本館=毎週⑧、2/14⑨～23⑩（蔵書点検及び館内整理）
龍神分室=第1・3④⑤、2/11④⑤
中辺路分室=毎週⑧、2/11④⑤
大塔分室=第1・2・3④、毎週⑧
本宮分室=毎週④⑤

※移動図書館の運行日程・巡回時間については下記までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
○問合せ 市立図書館 ☎0739-22-0697 (□http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html)

お子さんと一緒に おはなしのコーナー



■おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居
（対象：4歳くらいから）
本館=2/5・12・26・3/5
（全⑩、11時～）

中辺路分室=2/18④（10時30分～）
大塔分室=2/25④（11時～）

■おはなしのじかん

おはなしやわらべうたなど
（対象：小学生以上）
本館=2/4・3/4（全④、11時～）

■おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど
（対象：4歳くらいから）
本館=2/11・25（全④、11時～）

※ひよこタイム・こぐまタイムは、
蔵書点検のためお休みです。

開館時間

本館=④～⑤ 9時30分～19時30分
⑧・⑨ 9時30分～18時
分室=9時～17時
※龍神分室は、④～⑤ 20時まで時間延長あり。

必撮!!
市民レポーターが、地域情報を発信★
まちかど特派員



「かんけ」のパワーで今年も元気に

私が住んでいる龍神村殿原地区には、昔から「かんけ」というお正月行事があります。かんけは元日の朝、獅子舞と太鼓が各家庭を回ってお神楽をあげます。これは各家庭にお正月だけ降りてくる神様、「お正月様」をお祝いの儀式なのだそうです。

かんけは「神化」と書きま「神が化けると書いて神化」だとおっしゃっていました。

このかんけは、学校に通うため市街などに出ている子供たちやふるさとに帰省してきた若者たちが集まり、高齢化が進むこの地区にもぎやかな一日になります。



文・写真 宮脇真紀

て、無病息災や家内安全を祈願してお神楽をあげます。かんけのお神楽を聞くと、今年も家族みんなで元気に頑張ろうと、身の引き締まる思いがします。

私も、今年のかんけのパワーをもらったので、元気に頑張る毎日を送りたいと思います。

第11回 川湯温泉 仙人風呂かるた大会

Happy New Year! 新しい年に向けて気合でALTさんたちとチームを組み、チーム名は「YOUは何しに田辺へ?」として仙人風呂かるた大会に参加しました。田辺の自然な温泉の中、日本の伝統的なゲームをするのは珍しいので、ALTの友達に声を掛けました。大会の日、雪が降り、風もあり、暖かいハワイから来た私は寒さに全然慣れていませんでした。震えながら、私たちの順番を待ち、初めての仙人風呂に入った瞬間、体が温まり、やっぱり温泉はいいな～と思いました。かるたの文章が読まれ、探すひらがなが発表されたときは、一気にたくさんの人たちが温泉の中を走り、びっくりしました。皆はバタバタしながら必死にカードを探し、水しぶきがたくさんあがり、バランスを崩して転んだりして、とても大変でしたが楽しかったです。結果、私たちは何も商品は当たりませんでした。初の大会で19枚カードを取ることが嬉しかったです。外国人のチームが地元のイベントに参加することが珍しかったみたいで、たくさんの方の方が私たちのことを応援してくれ、「また来年も参加してね」と言ってくれてうれしかったです。これからも外国の友達といろんな田辺のイベントに参加し、日本の文化や人たちとの交流を楽しみたいと思っていますので、今年もよろしくお祈りします。



ALOHAー国際交流員のシエンです。
私が市内のあちこちで出会った「田辺なごは」という体験や出来事を皆さんにお伝えします！

ザエソンの ほのぼのたなご散歩



相 談 日 程

市民法律相談

☎市民の方に限ります。
■相談日 (予約受付開始日)・相談員
 2/13 ㊦ (2/7) = 中松弁護士
 2/20 ㊦ (2/14) = 鈴木弁護士
 2/27 ㊦ (2/21) = 岡田弁護士※
 3/6 ㊦ (2/28) = 木戸弁護士
 3/13 ㊦ (3/7) = 岡田弁護士
 ☎社会福祉センター3階「相談室」
 (本庁舎東隣3階)
 ※2/27は大塔行政局
■予約方法 予約受付開始日から相談日の正午までの間に、電話又は直接、下記までお申し込みください。
 ☎8名 [先着] ※2/27は4名
■受付時間
 平日8時30分～17時15分
 受付時に簡単に相談内容をお聞きます。
■相談時間 14時～16時のうち、1人15分間 (集合時間は予約時にお伝えします。)
 ※2/27は14時30分～15時30分
 ※相談・聞き取りは、できるだけ本人が応じてください。また、相談に関係する書類があればお持ちください。
 ※弁護士職務基本規程に抵触することが判明した場合等は、当日の相談をお受けできません。
 ☎自治振興課 市民生活係
 (本庁舎3階) ☎0739-26-9911

市民・消費生活相談

消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。
 ☎平日8時30分～17時15分
 ☎自治振興課 市民生活係
 (本庁舎3階) ☎0739-26-9911

行政相談

■相談日・場所・相談員
 2/3 ㊦㊧ = 龍神行政局・松本淳
 2/16 ㊦㊧ = 中辺路行政局・中村恒夫
 2/22 ㊦㊧ = 大塔行政局・佐田俊知
 2/28 ㊦㊧ = 社会福祉センター3階「相談室」・那須正治
 (☎090-4640-3142)
 2/28 ㊦㊧ = 本宮行政局・折戸富子
■相談時間
 ㊦ = 10時～11時
 ㊧ = 13時～15時
 ㊨ = 13時30分～15時30分
 ☎自治振興課 市民生活係
 (本庁舎3階) ☎0739-26-9911

人権・登記・相続相談

■相談日・場所・相談員
 2/3 ㊦ = 龍神行政局
 人権擁護委員・法務局職員
 3/2 ㊦ = 市民総合センター
 人権擁護委員 (人権相談のみ)
 ☎13時30分～15時30分
 ※受付は15時まで
 ☎法務局 田辺支局
 (文里一丁目11-9) ☎0739-22-0698
 ※人権相談については㊦㊧㊨を除き、法務局でも相談に応じます。ただし、登記相談については事前にお問い合わせください。

女性電話相談

女性の抱えるいろいろな悩みに、女性相談員が電話で相談に応じます。
 ☎平日9時～12時
■相談専用電話 ☎0739-26-4919

外国人相談 (English)

☎平日9時～17時
 ☎9時～12時
 ☎国際交流センター (市民総合センター3階)
 ※事前にお問い合わせください
 ☎0739-26-4908

一般健康相談

血圧測定後、保健師又は看護師が健康について相談に応じます。
■相談日・場所
 2/20 ㊦ = 西部センター
 2/21 ㊦ = 芳養児童センター
 2/27 ㊦ = 南部センター
 ☎10時～10時30分
 ☎健康増進課 健康管理係
 (市民総合センター2階)
 ☎0739-26-4901

介護相談

☎平日8時30分～17時15分
 ※認知症に関する相談は、毎月第1㊦10時～12時に「よりみちサロンいおり」でも受け付けています。(1月のみ第2㊦)
 ☎やすらぎ対策課 地域包括支援センター係
 (市民総合センター1階)
 ☎0739-26-9906

ひきこもり相談

☎平日8時30分～17時15分
 ※直接、窓口に来られる場合は要予約
■相談専用電話 ☎0739-26-4933
 ☎shc@city.tanabe.lg.jp
 ☎健康増進課 健康管理係
 (市民総合センター2階)
 ☎0739-26-4901

不登校・いじめ・教育相談

【不登校・いじめ・教育相談】
 ☎平日9時～16時
 ☎教育研究所 (本庁舎北隣2階)
 ☎0739-25-1511
 【いじめホットライン】
 ☎平日9時～16時
■相談専用電話 ☎0739-26-3224
■いじめ相談ダイレクトメール
 ☎ijime110@city.tanabe.lg.jp

家庭児童相談

家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。
 ☎平日8時30分～17時
 ☎家庭児童相談室
 (市民総合センター1階)
 ☎0739-26-4926



子育て相談

【子育て相談】
 ☎平日8時30分～17時15分
 ☎健康増進課 健康管理係
 (市民総合センター2階)
 ☎0739-26-4901
 各行政局 住民福祉課 ☎2ページ参照
 【愛あい子育て相談】
 ☎平日8時30分～17時15分
 ※「愛あいルーム」での面接相談可
 ☎地域子育て支援センター愛あい (もとまち保育所内)
 ☎0739-22-9285

おやこ健康カレンダー

◇4か月児健診
 2/14 ㊦ = 田辺、16 ㊦ = 大塔、22 ㊦ = 本宮、28 ㊦ = 田辺、3/7 ㊦ = 田辺、9 ㊦ = 龍神
 ◇7か月児健診
 2/15 ㊦ = 田辺、16 ㊦ = 大塔、22 ㊦ = 本宮、24 ㊦ = 田辺、3/8 ㊦ = 田辺、9 ㊦ = 龍神
 ◇11か月児健診
 2/3 ㊦ = 田辺、16 ㊦ = 田辺・大塔、22 ㊦ = 本宮、3/3 ㊦ = 田辺、9 ㊦ = 龍神
 ◇1歳6か月児健診
 2/1 ㊦ = 田辺、7 ㊦ = 中辺路、23 ㊦ = 田辺、3/2 ㊦ = 田辺・龍神、8 ㊦ = 大塔
 ◇2歳児健診
 2/7 ㊦ = 中辺路、10 ㊦ = 田辺、22 ㊦ = 田辺、3/2 ㊦ = 龍神、8 ㊦ = 大塔、9 ㊦ = 田辺
 ◇3歳6か月児健診
 2/7 ㊦ = 中辺路、8 ㊦ = 田辺、21 ㊦ = 田辺、3/1 ㊦ = 田辺、2 ㊦ = 龍神、8 ㊦ = 大塔
 ◇マタニティスクール
 2/10 ㊦ = 田辺、22 ㊦ = 田辺、3/3 ㊦ = 田辺
 ◇パパママ教室
 2/26 ㊦ = 田辺
 ☎田辺…市民総合センター
 ☎龍神…龍神保健センター
 ☎中辺路…中辺路保健センター
 ☎大塔…大塔健康プラザ
 ☎本宮…本宮保健福祉総合センター
 ☎時間など、詳しくは対象者に送付している通知をご覧ください。健康増進課健康管理係 (☎0739-26-4901) 又は各行政局住民福祉課 (☎2ページ参照) までお問い合わせください。

各施設申込み・抽選日

【生涯学習センター】
■貸室 11室 (市民総合センター内) (交流ホール・会議室・料理実習室など)
 ☎平成29年5月分は3/1 ㊦から予約可
 ☎生涯学習課 公民館係 (☎0739-26-4925)
 【紀南文化会館】
■大・小・展示ホール
 平成30年3月分は3/2 ㊦9時から受付
■その他の施設
 平成29年9月分は3/2 ㊦9時から受付
 ☎☎紀南文化会館 (☎0739-25-3033)
 ☎http://www.kinanbunkakaikan.jp



編集後記

▼今年は南方熊楠翁が生誕して150年▼最近、いろんな周年イベントが続いています▼それだけ市には、魅力的なものがたくさんあるということです (ヤノマイ)
 ▼年末年始、父が作ったみかんを県外の方に食べてもらう機会がありました▼かなり好評で、特に子供たちに大人気▼田辺のみかんのおいしさを知ってもらえて良かったです (りーち☆)
 ▼太りました▼年末年始をどう過ごしたのか丸分かりですね▼どうにかして運動する機会を増やさなければ……▼と思いつつも、やっぱり暖房がいとしいです (まいきー♡)

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結 (縦 46mm × 横 174mm)

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告募集中!

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?

本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。
 広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までに申し込んでください。
 詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。
 ☎0739-26-9963 ☎http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html

有料広告

1 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)